



**名取市国土強靱化地域計画(改定版)
(案)**

令和8年3月

名取市

目次

第1章	基本的な考え方	1
1	策定及び改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	3
4	本計画の対象想定災害	3
5	計画の推進	3
第2章	目標と脆弱性評価	4
1	基本目標	4
2	事前に備えるべき目標	4
3	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
4	施策分野の設定	7
5	脆弱性評価の手順	7
第3章	国土強靱化施策（リスクシナリオ別）の脆弱性評価結果・推進方針	8
1	国土強靱化施策（リスクシナリオ別）の脆弱性評価結果	8
2	国土強靱化施策（リスクシナリオ別）の推進方針	15
第4章	国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針	22
1	施策分野別の推進方針	22
2	施策分野別の指標	34
《資料編》		
別紙1	国土強靱化関連市計画等一覧	37
別紙2	過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害	38

第1章 基本的な考え方

1. 策定及び改定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、名取市において923人の人命を奪い、名取市民の財産に甚大な被害をもたらした。本市では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、名取市地域防災計画を策定し、市有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、これまで経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面した。

国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。その後、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月に基本計画の見直しが行われるなど、継続的な取組の推進が図られている。

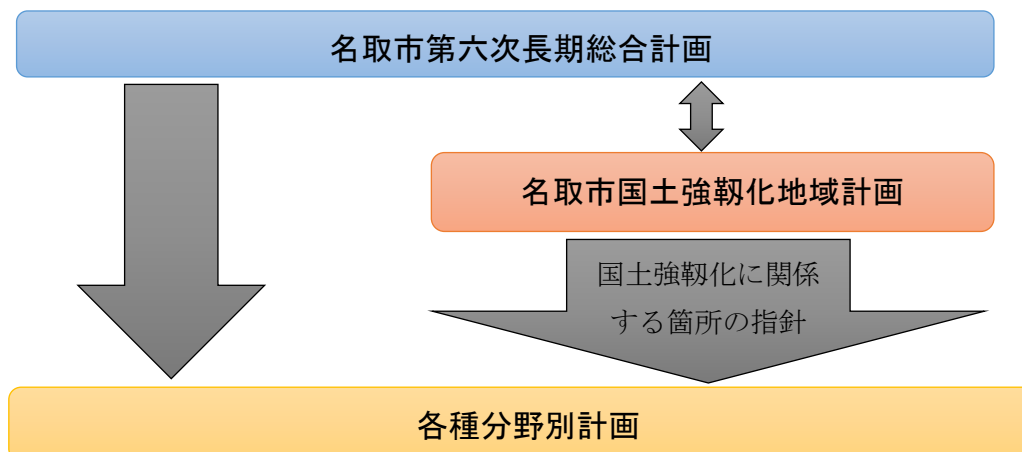
宮城県では、平成29年4月に基本法第13条に基づく「宮城県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定し、県土の強靱化のための各種計画の指針として位置づけ、令和7年3月には第3期となる県計画を策定するなど、各分野における取組を進めている。

本市においても、基本法に基づく「名取市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、取組を進めてきたところであるが、こうした国県の動きを踏まえ、本計画においても必要な改定を行うものである。

2. 計画の位置付け

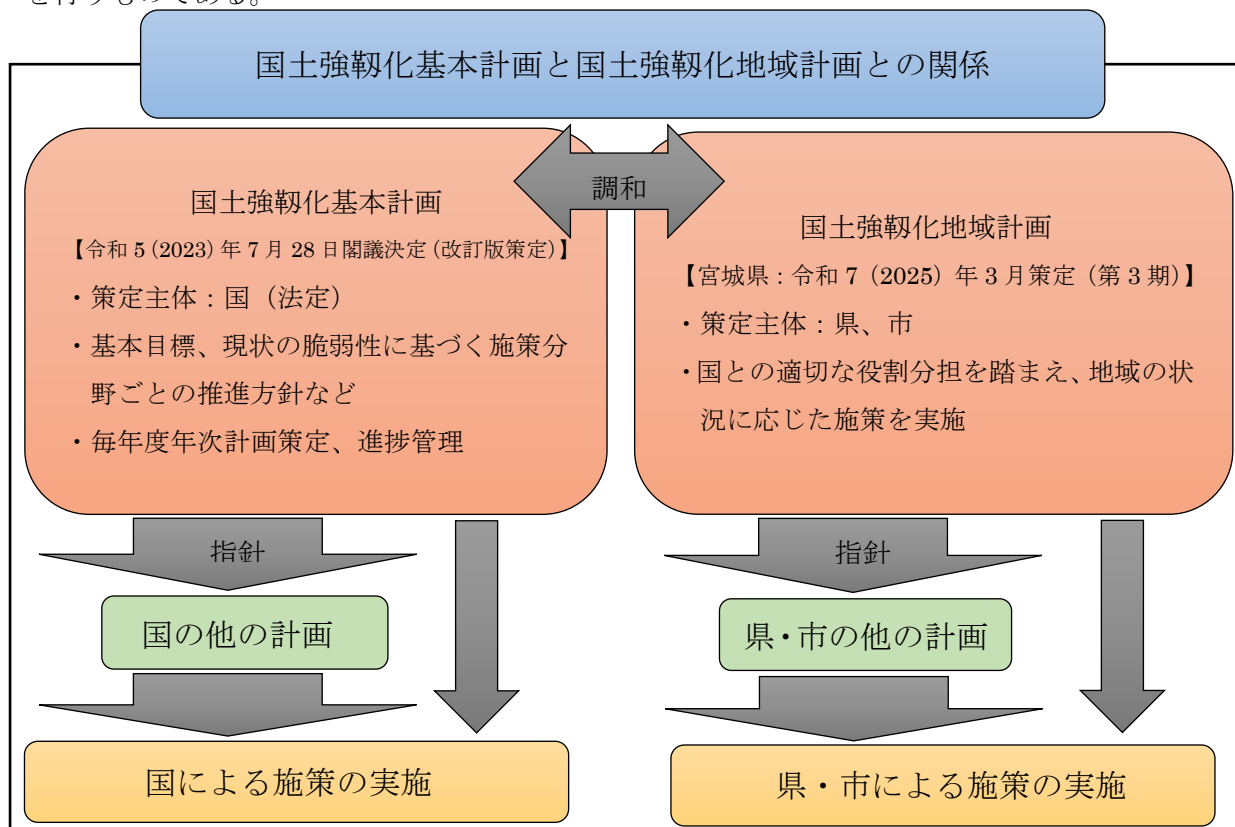
(1) 名取市第六次長期総合計画及び各種計画等との関係

市地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市のまちづくりの指針である名取市第六次長期総合計画と整合を図りながら、本市における国土強靱化に関して、様々な分野の計画等の指針となるものである。



(2) 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画との関係

市地域計画は、国が策定する国土強靱化基本計画及び県が策定する国土強靱化地域計画と調和を図った計画策定が求められていることから、この点を踏まえ計画の策定及び改定を行うものである。

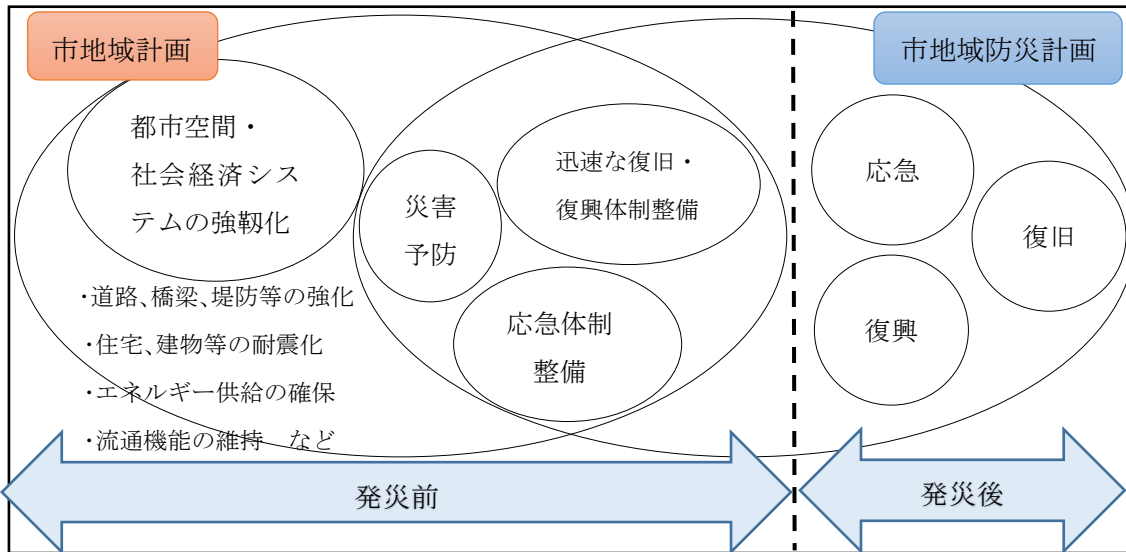


(3) 名取市地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を防ぐことが目的である。そのため、想定する自然災害等の発生前を対象としている。

一方、名取市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、発災前の応急体制整備等と発災後の応急、復旧、復興等を対象としていることから、重複する点もある計画であるが、市地域計画は市地域防災計画の国土強靱化に係る箇所の指針となるものである。

	市地域計画	市地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定した地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・災害発生時 災害発生後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	あり	なし



(注) 市地域計画と市地域防災計画の重複する項目のうち、県の地域計画に記載のある事項については、県計画と調和を図り、本計画に記載する。

3. 計画期間

本計画対象期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4. 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に市内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害（複合災害を含む）とする。

5. 計画の推進

本計画に基づき補助採択を受けた事業については、国土強靱化に関連する計画等との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進するものとする。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進行状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。



第2章 目標と脆弱性評価

1. 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- (4) 迅速な復旧復興が図られる

2. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の6点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画（第3期）」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 人命の保護が最大限図られる 2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される 4. 迅速な復旧復興が図られる	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	
		1-2 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生	
		1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水被害による死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化、死者の発生
			2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	

	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
		4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 食料等の安定供給の停滞
		4-4 農地・森林等の荒廃による被害拡大
	5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）
		5-2 電力供給ネットワーク（変電所・送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態
6-6 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
6-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		

		6-8 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響
--	--	--

4. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の基本計画における施策分野に基づき、第2章の目標と脆弱性評価を踏まえ、10の個別施策分野と1の横断的施策分野を設定した。

【個別施策分野】

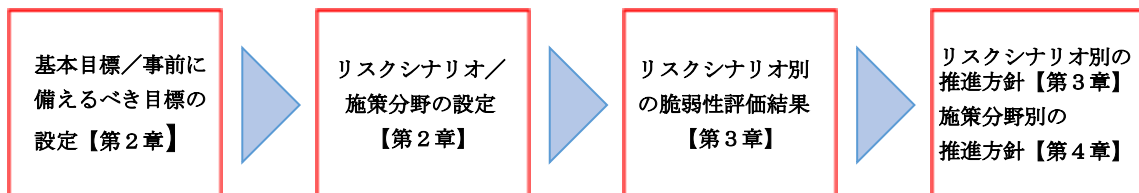
- (1) 行政機能・防災体制等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 農林水産
- (6) 産業構造
- (7) 交通・物流
- (8) 市土保全
- (9) 土地利用
- (10) リスクコミュニケーション・地域づくり

【横断的施策分野】

- (11) デジタル活用

5. 脆弱性評価の手順

大規模自然災害に対してリスクシナリオを設定し、脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を実施していく上で必要なプロセスであり、国の基本計画においても、脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。市地域計画においても、国の脆弱性評価手法を踏まえ、以下の手順により評価結果と施策の推進方針を定めるものとする。



第3章 国土強靱化施策(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1. 国土強靱化施策(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

住宅の耐震化等(企画部、建設部)

- ①住宅の耐震化率は、木造住宅耐震改修工事助成事業の実施や所有者による耐震改修の成果により、平成30年10月現在92.6%となっている。地震による住宅・建築物等の倒壊を未然に防止し、市民の安全を確保するため、一層の啓発を図るとともに、効果的な耐震化の促進を図る必要がある。
- ②管理不十分な一般の空き家等について、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理指導を徹底していく必要がある。
- ③-1災害発生時におけるリスク軽減のため、空き家の有効活用を促進し、空き家の解消を図る必要がある。
- ③住宅のブロック塀等の倒壊による避難時における危害を防ぐため、通学路等の主要道路の適正管理及び除去事業等を推進する必要がある。

多数の者が利用する建築物の耐震化等(総務部、建設部、教育部)

- ④多くの市民が利用する建物・建築物の耐震化率については、令和2年8月現在97.3%となっている。地震災害時に倒壊すると、被害が甚大となる可能性があることから効果的な耐震化の推進を図る必要がある。

学校の耐震化及び室内安全対策(教育部)

- ⑤市立小・中・義務教育学校の耐震化率は100%を達成しているが、想定を超える大規模な地震による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安心安全なものにするため、学校の定期点検や非構造部材の耐震点検に加え、学校設備の計画的な更新を図る必要がある。

公営住宅の耐震化(建設部)

- ⑥多くの住民が入居している公営住宅について、想定を超える大規模な地震による被害を軽減し、居住者の居住環境及び安全性の確保に努めるため、長寿化計画に基づき、適正な維持管理を行う必要がある。

消防・救助体制の強化(総務部、消防本部)

- ⑦大規模地震災害時には、広範囲の断水により消火栓を使用することができないことが予想されるため、耐震性貯水槽の整備推進、川やため池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、消防活動の体制整備を図る必要がある。
- ⑧災害対応活動を迅速かつ安全、的確に行うため、消防車両、救急車両、各種消防・救急・救助資機材等の整備を図り、消防力の強化を推進し災害に備える必要がある。
- ⑨地震に伴う火災は、大規模火災に拡大する可能性が高いことから、出火防止や初期消火の対応等、火災予防対策の徹底に努める必要がある。
- ⑩大規模地震災害発生後は、建物の倒壊等により消防の到着に時間を要し、迅速な消防活動が行えない可能性があるため、消防団や自主防災組織の育成等体制整備が必要である。

高齢者施設等の防災・減災対策(健康福祉部)

- ⑪高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備やブロック塀等の改修のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う必要がある。

1-2) 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生

防災関係システムの整備・運用(総務部、企画部)

- ①大規模津波発生時における情報伝達の手段として、防災行政無線や各種防災システムを整備・運用しているが、今後は、新たな情報ネットワークの整備等、更なる情報伝達の高度化・多様化により、防災・避難体制に万全を期すとともに、防災行政無線や各種防災システムの適正な維持管理を行うことにより、常時安定した情報伝達の確立に努める必要がある。

地域住民等に対する通信手段の整備(総務部、企画部、消防本部)

- ②大規模津波災害時において、市民等に対し、迅速かつ正確な情報伝達が行えるよう、多様な情報伝達手段の検討・整備が必要である。
- ③大規模津波発生時において、消防団による避難広報・避難誘導が行えるよう、訓練する必要がある。

関係機関との連携(総務部)

- ④大規模津波が発生した場合には、その業務量と時間的制約等により、市のみの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、被災していない地域の地方公共団体との連携強化を図るとともに、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る必要がある。
- ⑤東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模津波が発生しても、行政、関係機関が的確に対応できる体制整備が必要である。

津波に対する意識の醸成(総務部、健康福祉部、建設部)

- ⑥大規模津波発生時においては、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、市民、地域による自助・共助の取り組みを強化する必要がある。
- ⑦沿岸部のまちづくりに当たっては津波被害を想定し、被害を軽減するための第二次防御ラインの整備、沿岸部から内陸部への避難道路、仙台東部道路への緊急避難はしごの設置及び災害公営住宅に一次避難場所の機能整備などを行った。大規模津波発生時、これら施設の有効活用を図るため、当該施設への避難誘導標識整備等、その有用性を高める必要がある。
- ⑧津波による浸水が予想される津波浸水想定区域を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに随時見直しを行い、住民等に広く周知を図る必要がある。

防災・減災教育の推進(教育部)

- ⑨学校防災体制の確立では、市立小・中・義務教育学校の安全担当主幹教諭及び防災主任等による防災教育に関する研修会を実施し、専門性を高めながら、その成果を各学校の校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の向上を図る必要がある。
- ⑩東日本大震災の教訓を踏まえ策定した「危機管理マニュアル」の定期的な見直しを、学校が立地している地形や自然環境、過去の災害の教訓を踏まえた視点で行い、継続的な防災教育により、防災意識の向上を図る必要がある。
- ⑪学校と家庭、地域合同の避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練の実施等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を推進しつつ、学校と地域が一体となった防災体制を構築する必要がある。

震災の記録と伝承(企画部、生活経済部、教育部)

- ⑫東日本大震災の記憶や教訓を後世に伝承し、震災を風化させることなく、危機意識や防災意識を醸成していくため、震災記録誌や復興記録誌、記録映像等を作成するとともに、拠点施設として、「名取市震災復興伝承館」を整備した。多くの市民に訪れていただく等、震災の記憶や教訓を伝承していく必要がある。
- ⑬作成整備した東日本大震災の記録や復興記録誌、教訓伝承の貴重な地域資源を後世に伝承していくために、関係団体と連携を深めていく必要がある。

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水被害による死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

水害対策(総務部、建設部)

- ①市では、内水氾濫に対する浸水被害の軽減を図ることを目的に、平成30年3月に名取市雨水対策基本計画(既成市街地)を策定した。近年、地球温暖化による異常気象や大型台風の頻発等、早急な対策が必要な状況となっている。雨水排水機能に関するハード整備について、長期的・中期的・短期的に分けて対応していく必要がある。
- ②水害等への備えとして、土のうステーションの設置、適正な維持管理、市民への活用周知を行っており、ソフト面での対策も講じることで、迅速かつ的確な避難行動が行えるよう自助・共助の取り組みを徹底していく必要がある。
- ③大雨等による住宅浸水に備えるため、緊急避難場所の確保に努める必要がある。

河川等の適正管理(総務部、建設部)

- ④名取川、川内沢川、増田川など、長時間の豪雨による大規模な洪水被害が懸念されるため、堆積土砂や支障木の浚渫撤去等、適正な河道断面の確保を各河川管理者に要望していく必要がある。
- ⑤市管理の河川や水路、調整池等についても、日頃から適正管理に努めていく必要がある。
- ⑥県が実施している川内沢ダム建設事業について、県に対し要望活動等を行い、県と連携しながら早期完成に向け取り組んでいく必要がある。

防災施設等の管理保全(建設部)

- ⑦ダム、堰、水門、堤防等その他河川管理施設が大規模自然災害により損壊、機能不全に陥ると、二次被害が発生する恐れがあることから、管理者と連携した定期的な点検を行い、損壊により影響を与えるリスクの高い施設については詳細調査を早急に実施する等、平常時からの適正な維持管理が必要である。

ため池の点検及び改修(生活経済部)

- ⑧ため池や用排水路等については、管理者と連携した定期的な点検を行い、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池については、詳細調査を早急に実施し、その結果に基づく対策を促進する必要がある。

雨水調整池等の整備(建設部)

- ⑨集中豪雨に対する備えとして、ピーク流出量に対応できるよう、名取市雨水対策基本計画(既成市街地)に基づき、貯留施設等の設置について調査し、整備する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

土砂災害対策(総務部、建設部)

- ①市では令和2年6月時点で、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が156箇所指定されており、土石流危険箇所が46箇所、地すべり等危険箇所が2箇所、急傾斜崩壊危険箇所が108箇所指定されている。地震等大規模自然災害に伴う土砂災害を未然に防止するため、県と連携し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態調査を行うとともに、地域住民に対し、災害の防止について啓発及び指導を行う必要がある。

地籍調査の推進(建設部)

- ②市内の地籍調査進捗率は、令和8年3月時点で98.6%となっている。地籍が明確化されていない地域では、災害復旧・復興に遅れが生じる可能性があるため、地籍調査の推進と成果の適正な管理の必要がある。

森林保全(生活経済部)

- ③森林の荒廃が進み、保安林機能が低下すると土砂災害による被害が拡大する可能性があるため、適正な間伐や植林を促進する必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

災害対応連携体制の整備(総務部、消防本部)

- ①大規模自然災害時には、その業務量と時間的制約等により、市のみの災害応急対策の実施が困難であることから、迅速な防災対策を実施するため、被災していない地域の関係機関等の協力が不可欠であり、体制を整備しておく必要がある。
- ②地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、安全装備品の整備、拠点施設となる詰所・車庫の整備・更新等、消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。
- ③地域防災組織の強化を図るため、地域における防災訓練への参加者数を増やしていく必要がある。

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療機能の保持(健康福祉部、消防本部)

- ①大規模自然災害発生時には、地域の診療機能が喪失し、その機能回復までに時間を要すること、道路が被災し患者の搬送ができないこと等により、医療が機能しないことが想定されることから、医療関係機関との協力応援体制等、救護体制を整える必要がある。
 - ②大規模自然災害時には、広域的に多数の死者・負傷者が発生し、次々と患者が押し寄せ、医療機関が混乱する恐れがあるため、(注)トリアージにより効率的な治療を行う必要がある。
 - ③大規模自然災害時における負傷者等への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のための体制を整える必要がある。
- (注)多数の負傷者が同時に発生する大規模自然災害時等の医療において、医療機関の混乱を防ぎ、効率的な医療を行うため、治療の緊急度を4段階に区分し、傷病者の緊急度に応じて搬送や治療の優先順位を決めることをいう。

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化、死者の発生

避難生活環境の保持(総務部、健康福祉部、教育部)

- ①避難所の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、洋式トイレ・多目的トイレの整備を検討するほか、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制を整備する必要がある。
- ②避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生抑止・拡大防止に配慮した避難所運営を行う必要がある。
- ③長時間にわたり制約を受ける生活となることから、被災者の心身のケア対策を行う必要がある。
- ④避難所の生活環境確保のため、避難の長期化等必要に応じて、暑さ・寒さに関する対策を行う必要がある。

2-4) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

大規模自然災害時における食料等物資調達体制の整備(総務部)

- ①市は、食料や飲料水等の応急生活物資を供給するため、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結に取り組み、物資調達の確保に努めている。災害救助法が適用されるほどの大規模自然災害が発生した場合の被害を想定し、連携先との連絡方法、物資の輸送方法等について十分な調整が必要である。
- ②大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識のもと、備蓄計画に基づき備える必要がある。
- ③市民は、「自らの命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するほか、最低限の生活用品についても準備しておくよう努める必要がある。

緊急輸送体制の整備(建設部)

- ④大規模自然災害が発生した際には、交通障害が発生し、災害応急対策に必要な人員・生活物資の輸送、負傷者の病院搬送の妨げとなる。そのため、緊急輸送道路の早期回復、移動手段の確保に向け、関係機関との協定締結等、道路機能を迅速に確保できる体制整備を確立する必要がある。

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

帰宅困難者対策(総務部)

- ①県は、県内で店舗を営営する事業者が加盟する、一般社団法人フランチャイズチェーン協会との協定締結を進め、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ、交通情報の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報紙等を活用した広報の実施に努める必要がある。
- ②災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。市内企業等に対し「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことへの対応周知と必要な物資を備蓄するよう帰宅困難者対策を要請しておく必要がある。
- ③市内には、鉄道の駅が5つあることから、大規模災害発生時に多数の帰宅困難者が発生することが予想される。最寄りの避難所への誘導や一時滞在施設の対応等対策を講じておく必要がある。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

保健医療対策(健康福祉部)

①被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時よりも高くなるため感染症対策を講じる必要がある。

衛生対策(生活経済部)

②台風や長時間の豪雨により家屋等が浸水被害を受けると、細菌が繁殖しやすい環境となり、また、被災地において、し尿や生活ごみ等の収集の遅れによる衛生環境の悪化に伴い、感染症が蔓延する事態となる恐れがあるため、衛生環境を悪化させないよう対策を講じる必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行政機能の確保(総務部)

①大規模自然災害が発生した場合を想定し、業務継続計画(BCP)を策定し、災害対応力の向上を図る必要がある。

②職員に対して、大規模自然災害が発生した場合に業務継続計画(BCP)に基づいた必要不可欠な業務が行えるよう訓練を行う必要がある。

③大規模自然災害時に、市庁舎において停電が発生すると行政機能が喪失する恐れがあることから、停電時の電源を確保するため、非常用自家発電設備等について、常時使用可能な状態を維持する必要がある。

災害時における応援協力体制の整備(総務部)

④大規模自然災害時には、その業務量と時間的制約等により、市のみの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、被災していない地域の地方公共団体との連携強化を図るとともに、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る必要がある。

多数の者が利用する建築物の耐震化等(総務部、建設部、教育部)

⑤多くの市民が利用する建物・建築物の耐震化率については、令和2年8月現在97.3%となっている。地震災害時に倒壊すると、被害が甚大となる可能性があることから、効果的な耐震化の推進を図る必要がある。

学校の耐震化及び室内安全対策(教育部)

⑥市立小・中・義務教育学校の耐震化率は100%を達成しており、非構造部材の耐震点検についても取り組んでいるが、想定を超える大規模な地震による被害を軽減し、児童生徒の学習・生活の場である学校施設をより安心安全なものにするため、学校の定期点検や学校設備の計画的な更新を図る必要がある。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

企業等の防災対策の推進(総務部、生活経済部)

①企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める必要がある。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行う等、事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて防災活動の推進に努める必要がある。

4-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

危険物施設等の予防対策(消防本部)

①石油等の危険物貯蔵所等、消防法第10条に定める危険物施設が280施設(製造所1施設、貯蔵所209施設、取扱所70施設)あり、火薬類貯蔵施設が3施設ある(令和7年4月1日現在)。大規模自然災害時において危険物施設等の火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域に被害を及ぼす恐れがあるため、関係機関に対し、自主保安体制の充実・強化に努めるよう指導する必要がある。

危険物施設等の安全確保(生活経済部、消防本部)

②大規模自然災害時には破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼす恐れがあるため、関係機関に対し自主保安体制の充実・強化に努めるよう指導する必要がある。

③施設管理者等に対し、災害時は、劇毒物の性質、保管状態を把握し、散乱した毒物・劇物の適正処理や回収及び、二次災害に対する注意喚起を行うよう要請する必要がある。

アスベストの飛散防止(建設部)

④健康被害を及ぼす恐れのあるアスベストについて、地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性についての啓発を行うとともに、暴露防止に有効なマスクの備蓄や解体の際の事前周知の手順等の周知を行う必要がある。

⑤アスベストの使用が確認された建築物については、除去等の対策を進める必要がある。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

農業水産業基盤の保全(生活経済部)

- ①大規模自然災害の発生に際し、農業被害を最小限に抑えるため、農地、農業用水利施設等の管理者による維持管理体制の充実・強化を図る必要がある。
- ②県と連携し、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い基盤整備に努める必要がある。
- ③県と連携し、漁場及び水産業の基盤強化に向けて、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言を行う必要がある。

4-4) 農地・森林等の荒廃による被害拡大

荒廃農地管理(生活経済部)

- ①荒廃農地が大規模自然災害被害を拡大させる可能性があることから、荒廃農地対策に取り組む必要がある。
- ②農業委員会や地域と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取り組み支援に努める必要がある。
- ③地域主体の協働活動による農村集落の多面的機能の維持・保全の推進を図る必要がある。

鳥獣被害防止対策の推進(生活経済部)

- ④農林業従事者の減少や狩猟免許所有者の高齢化等により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じる恐れがあるため、総合的な鳥獣被害対策を推進する必要がある。

治山事業(生活経済部)

- ⑤森林については、木材の生産だけでなく、温室効果ガスの吸収や、生物多様性の保全、土砂流出の防止及び防潮等の防災機能、水源のかん養等重要な役割を果たしており、「名取市森林整備計画」等に基づき、適正な保全・管理の必要がある。

目標5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大(情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態)

情報通信網の整備(総務部、企画部、消防本部)

- ①大規模自然災害により、広域的な停電や通信基盤の喪失等、情報伝達機能が喪失する恐れがあり、それらに伴う避難行動や救助・支援の遅れが生じる可能性があることから、情報ネットワークの冗長化等、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できるよう情報通信網の整備を行う必要がある。
- ②防災行政情報の発信については、停電時にも対応できるよう防災行政無線のみならず多様な通信連絡手段を確保し、情報伝達機能の充実を図る必要がある。

5-2) 電力供給ネットワーク(変電所・送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

ライフライン(電気・ガス)供給・復旧体制の整備(総務部、生活経済部、教育部)

- ①電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として避難住民等の受け入れを行う施設における、必要不可欠な電力の確保のため、非常用発電機の整備及び、その燃料確保に取り組む必要がある。
- ②長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所における電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の自然エネルギーを活用するための施設整備を促進する必要がある。
- ③LPガスや天然ガス等の供給停止は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、早期復旧に向け、体制構築に努める必要がある。
- ④災害支援に関する協定を関係団体と締結すること等により、災害発生後の支援体制を構築するとともに、体制の維持を図る必要がある。

5-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

水道供給・復旧体制の整備(水道事業所)

- ①大規模自然災害発生後、水道事業者は応急復旧までに必要な飲料水を確保し、応急給水拠点となる避難所、医療施設、災害対策本部等の重要施設まで給水する必要がある。地震時の被害を小さくするために、水道施設の耐震化、液状化対策、老朽化施設の更新、配水池の緊急遮断弁の増設等の対策を講じる必要がある。
- ②大規模自然災害により水道施設が被害を受けた場合には、名取市管工事業協同組合との応援協定や日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画に基づく連携により、応急給水・復旧作業を行うことから、日頃より情報交換、連携体制の確認を行う必要がある。

下水道・復旧体制の整備(建設部)

- ③大規模自然災害により、下水道施設が被災すると、市民生活へ多大な影響を与えることとなるため、施設の被害及び市民生活への影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震化、液状化対策、老朽化施設の更新を図り、災害予防を推進する必要がある。
- ④大規模自然災害により下水道施設が被害を受けた場合には、応援協定を締結している名取建友クラブや他の地方公共団体に応援を要請し、応急復旧作業を行うことから、日頃より情報交換、連携体制の確認を行う必要がある。

5-4) 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

公共交通機関の早期再開(総務部、企画部、生活経済部、建設部)

①大規模自然災害が発生した際には、市民の足として運行を行っている「なとりん号」が運休となる恐れがあることから、多くの市民の移動手段が失われることになるため、早期再開に向け、運行会社との連携体制を整備するほか、自転車の利用促進を図る必要がある。

交通施設の防災・減災対策(生活経済部、建設部)

②大規模自然災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁等の整備に当たっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する必要がある。

③大規模自然災害により土砂崩れや陥没、倒木、被災車両などで道路が寸断され、車両での移動が困難となり、徒歩で避難する際、車道上の被災車両や復旧車両と交錯し、危険に晒される恐れがあることから、道路拡張・歩道整備の必要がある。

④災害発生時に避難経路や物資輸送路、幹線道路の迂回路として活用できる生活道路(市道、農道等)を把握し、必要な整備・改良を進める等、平常時から多重機能を確保する必要がある。

交通施設復旧体制の整備(生活経済部、建設部)

⑤大規模自然災害発生時において、幹線道路が被災し通行ができなくなっても、避難経路や物資輸送路、主要幹線の迂回路として活用できる道路を迅速な啓開活動により確保する必要がある。

⑥災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう、建設業者との協定による復旧体制の強化を図るとともに、平常時から実施可能な工事内容、技術者の有無などの情報共有と連携強化を図ることが必要である。

⑦災害時の交通機能を早期に確保するため、道路管理者間の連携強化、相互支援体制の確認、維持管理体制について、相互に連携を図る必要がある。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

荒廃農地管理(生活経済部)

①地域主体の協働活動による農村集落の多面的機能の維持・保全の推進を図る必要がある。

治山事業(生活経済部)

②森林については、木材の生産だけでなく、温室効果ガスの吸収や、生物多様性の保全、土砂流出の防止及び防潮等の防災機能、水源のかん養等重要な役割を果たしており、「名取市森林整備計画」等に基づき、適正な保全・管理の必要がある。

災害廃棄物等への対応(生活経済部)

③災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための対応について、予め定めておく必要がある。

被災者支援対策(建設部)

④大規模自然災害が発生した際に、早期に災害公営住宅の整備に着手できるよう、候補地を複数検討しておく必要がある。

地域コミュニティの維持(総務部、企画部、健康福祉部)

⑤大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自助・共助の取り組みを強化するとともに、地域の治安悪化を防止するため防犯意識の向上を図る必要がある。

⑥地域の防災力向上を図るために、自主防災組織の育成及び、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する必要がある。

⑦障がい者や高齢者等、要配慮者の把握に努めるほか、関係機関と連携し、地域で安心して生活ができるよう、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われるような体制を整える必要がある。

⑧大規模自然災害時に、言語や文化の違い等により、外国人が孤立しないよう、地域で支援する体制を整える必要がある。

6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

復旧・復興を行うための体制整備(総務部、健康福祉部、建設部、水道事業所)

①被災建築物応急判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と連携し、速やかに応援していただけるよう、体制を整備する必要がある。

②大規模自然災害発生時には、道路啓開を迅速に行うため、公共インフラの整備、維持・管理及び応急復旧作業等の担い手である建設業者等の関係機関との災害時の協力に関する協定を締結する等、体制整備が必要である。

③上下水道施設の復旧を迅速に行うため、他の地方公共団体や民間事業者等との災害時の協力に関する協定を締結し、必要な資機材の調達や専門知識、経験を有する人材を確保する必要がある。

④災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、社会福祉協議会と連携し、受け入れ態勢を構築する必要がある。

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物等への対応(生活経済部)

- ①災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための対応について、予め定めておく必要がある。
- ②大量に発生する災害廃棄物により、市民生活に著しい混乱をもたらす恐れがあるため、災害廃棄物を迅速に処理できるよう、仮置き場の選定や関係機関との連携強化等、体制整備を行う必要がある。

6-4) 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復旧が大幅に遅れる事態

事業用地の確保(生活経済部、建設部)

- ①大規模自然災害が発生した際に、早期に応急仮設住宅、仮設店舗、仮事業所等の整備が必要であるため、候補地を複数検討しておく必要がある。

6-5) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

被災者支援対策(企画部、健康福祉部、建設部)

- ①被災者が必要としている支援を的確かつ迅速に提供するための体制を構築する必要がある。
- ②大規模自然災害が発生した際に、早期に災害公営住宅の整備に着手できるよう、候補地を複数検討しておく必要がある。
- ③被災した住宅の復旧・修繕については、数か月かかる場合が大多数であることから、国及び県の支援策を活用しながら、被災者の自立再建を後押しする施策を展開する必要がある。
- ④被災者が発災後、早期に適切な医療と健康に関する相談が受けられる体制を構築する必要がある。
- ⑤東日本大震災の教訓を踏まえ、被災者のこころのケア等については、個々に応じた支援ができる体制整備を行う必要がある。

6-6) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持(総務部、企画部、健康福祉部)

- ①大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自助・共助の取り組みを強化するとともに、地域の治安悪化を防止するため防犯意識の向上を図る必要がある。
- ②地域の防災力向上を図るために、自主防災組織の育成及び、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する必要がある。
- ③障がい者や高齢者等、要配慮者の把握に努めるほか、関係機関と連携し、地域で安心して生活ができるよう、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われるような体制を整える必要がある。
- ④大規模自然災害時に、言語や文化の違い等により、外国人が孤立しないよう、地域で支援する体制を整える必要がある。

6-7) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

有形・無形文化財の保護(教育部)

- ①県と連携し、被災状況の確認及び所有者、管理者に対する応急措置等についての指導・助言を行い、その文化財の文化的価値を最大限に保存する必要がある。
- ②貴重な有形文化財や史跡については、大規模自然災害により、文化的価値を損なわないよう、平常時からの適切な維持管理や防災設備の整備・点検を行う必要がある。
- ③古くから地域で行われてきた行事や伝統、その土地ならではの無形の文化が地域コミュニティの分断により途絶えてしまう恐れがあるため、地域コミュニティの維持に努める必要がある。

6-8) 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

事業者の災害復旧支援(生活経済部)

- ①国や県と連携し、事業者の災害復旧を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、事業者に対する制度の周知等必要な措置を講じるとともに、事業の再開、経営の維持安定等、支援策の充実を図る必要がある。
- ②市内各企業が互いに連携・協力し、有事に対応できるよう、連絡協議会の運営支援等、オール名取で対応していく体制を構築する必要がある。

2. 国土強靱化施策(リスクシナリオ別)の推進方針

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

住宅の耐震化等(企画部、建設部)

- ①令和12年度までの耐震化率目標が95%であることから、木造住宅耐震改修工事助成事業を推進し、所有者に対する耐震改修の啓発等、効果的な耐震化促進に努める。
- ②空家等対策計画に基づき、定期的に市内空き家の実態調査を行い、適切な管理指導を行う。
- ③-1空き家所有者等の意向や立地条件を踏まえた上で、コワーキングスペースやサテライトオフィス等を兼ね備えた地域コミュニティ施設としての有効活用を促進し、空き家の解消を図る。
- ③危険ブロック塀等除却助成事業を推進し、所有者に対し危険ブロック塀の除却を促し、地震によるブロック塀の倒壊被害を防ぐ。

多数の者が利用する建築物の耐震化等(総務部、建設部、教育部)

- ④多くの市民が利用する建物・建築物については、防災上重要な施設の耐震化を優先する等、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえて、計画的に全施設を耐震化することを目標とし、進捗状況については、定期的に確認し、進行管理に努める。

学校の耐震化及び室内安全対策(教育部)

- ⑤市立小・中・義務教育学校の耐震性を維持するため、長寿命化計画等に基づき、計画的に学校施設の修繕・改修・改築を行う。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検・定期安全点検に努める。

公営住宅の耐震化(建設部)

- ⑥多くの住民が入居している公営住宅について、想定を超える大規模な地震による被害を軽減し、居住者の居住環境及び安全性の確保に努めるため、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理に努める。

消防・救助体制の強化(総務部、消防本部)

- ⑦大規模地震災害時には、広範囲の断水により消火栓を使用することができないことが予想されるため、耐震性貯水槽の整備推進、川やため池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、消防活動の体制整備を図る。
- ⑧災害対応活動を迅速かつ安全、的確に行うため、消防車両、救急車両、各種消防・救急・救助資機材等の整備を図り、消防力の強化を推進し災害に備える。
- ⑨地震に伴う火災は、大規模火災に拡大する可能性が高いことから、出火防止や初期消火の対応等、火災予防対策の徹底に努める。
- ⑩大規模地震災害発生後は、建物の倒壊等により消防の到着に時間を要し、迅速な消防活動が行えない可能性があるため、消防団や自主防災組織の育成のほか、民間事業者との応援協定の締結等、体制整備に努める。

高齢者施設等の防災・減災対策(健康福祉部)

- ⑪高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備やブロック塀等の改修のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。

1-2) 大規模津波による多数の死傷者・行方不明者の発生

防災関係システムの整備・運用(総務部、企画部)

- ①大規模津波発生時における情報伝達の手段として、新たな情報ネットワークの整備等、更なる情報伝達の高度化・多様化により、防災・避難体制に万全を期すとともに、防災行政無線や各種防災システムの適正な維持管理を行うことにより、常時安定した情報伝達の確立に努める。

地域住民等に対する通信手段の整備(総務部、企画部、消防本部)

- ②大規模津波発生時等の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、公共情報コモンズを介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ、エリアメール・緊急速報メール等を活用した情報配信、また、コミュニティFM(エフエムなとり)、ホームページ、X(旧ツイッター)、市民向け登録メール(なとり防災メール)等、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。
- ③消防団による円滑な避難広報・避難誘導ができるよう、消防団本部指揮訓練を行う。

関係機関との連携(総務部)

- ④市及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の締結等により、協力体制の構築に努め、協定締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模自然災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結を図るとともに、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、民間事業者等のノウハウや能力等の活用を図る。また、相互応援体制を取りまとめている「名取市受援計画」については、随時改訂を行う。
- ⑤東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から、国・県・防災関係機関との連携体制の確認等情報交換を行い、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築できるよう努める。

津波に対する意識の醸成(総務部、健康福祉部、建設部)

- ⑥自主防災組織(町内会)の育成及びボランティアによる防災活動の整備を行い、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努める。
- ⑦大規模津波発生時、迅速かつ確かな避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識等の整備を行い、周知を図る。
- ⑧津波による浸水が予想される津波浸水想定区域を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに随時見直しを行い、住民等に広く周知を図る。

防災・減災教育の推進(教育部)

- ⑨学校防災体制の確立では、市立小・中・義務教育学校の安全担当主幹教諭及び防災主任等による防災教育に関する研修会を実施し、専門性を高めながら、その成果を各学校の校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の向上を図る。
- ⑩東日本大震災の教訓を踏まえ策定した「危機管理マニュアル」の定期的な見直しを、学校が立地している地形や自然環境、過去の災害の教訓を踏まえた視点で行い、継続的な防災教育により、防災意識の向上を図る。
- ⑪学校と家庭、地域合同の避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練の実施等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を推進しつつ、学校と地域が一体となった防災体制を構築する。

震災の記録と伝承(企画部、生活経済部、教育部)

- ⑫震災記録誌や復興記録誌、記録映像及び名取市震災復興伝承館を活用し、震災の記憶や教訓を伝承していく。
- ⑬作成整備した東日本大震災の記録や復興記録誌、教訓伝承の貴重な地域資源を後世に伝承していくために、関係団体と連携を深めていく。

1-3) 異常気象等による長期的な市街地等の浸水被害による死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)**水害対策(総務部、建設部)**

- ①地球温暖化による異常気象や大型台風の頻発等、早急な対策が必要な状況となっていることから、雨水排水機能に関するハード整備について、長期的・中期的・短期的に分けて対応していく。
- ②水害等への備えとして、引き続き土のうステーションの設置、適正な維持管理、市民への活用周知を行い、ソフト面での対策も講じることで、迅速かつ確かな避難行動が行えるよう自助・共助の取り組みを徹底していく。
- ③大雨等による住宅浸水に備えるため、民間事業者と連携した緊急避難場所の確保等に努めていく。

河川等の適正管理(総務部、建設部)

- ④国、県の各河川管理者に対して、堆積土砂や支障木の浚渫撤去、水位計の設置、水位周知河川への指定等、大雨による住宅被害等を軽減するための要望に継続して努める。
- ⑤市管理の河川や水路、調整池等についても、日頃から適正管理に努める。
- ⑥川内沢川中流域の浸水被害軽減を図るため、県が実施している川内沢ダム建設事業について、県に対し要望活動等を行い、県と連携しながら早期完成に向け取り組んでいく。

防災施設等の管理保全(建設部)

- ⑦ダム、堰、水門、堤防等その他河川管理施設が大規模自然災害により損壊、機能不全に陥ると、二次被害が発生する恐れがあることから、管理者に定期的な点検を要請するとともに、特に、損壊により影響範囲が広範に及ぶ施設については詳細調査を求める等、各管理者に適正な維持管理を要請する。

ため池の点検及び改修(生活経済部)

- ⑧ため池や用排水路等については、各管理者に定期的な点検を要請するとともに、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるため池については、各施設管理者と随時調査を行い、必要に応じ補強対策を講じる等対策を図る。

雨水調整池等の整備(建設部)

- ⑨集中豪雨に対する備えとして、ピーク流出量に対応できるよう、名取市雨水対策基本計画(既成市街地)に基づき、貯留施設の整備や排水路機能強化等に取り組む。

1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生**土砂災害対策(総務部、建設部)**

- ①土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を市地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成や広報紙、パンフレットの窓口配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

地籍調査の推進(建設部)

- ②地籍の明確化を行い、大規模な土砂災害等が発生した後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の推進と成果の適正な管理に努める。

森林保全(生活経済部)

- ③森林の荒廃が進み、保安林機能が低下すると土砂災害による被害が拡大する可能性があるため、適正な間伐や植林を促進するとともに、松くい虫やナラ枯れによる被害木に対して適切な処置を講じる。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

災害対応連携体制の整備(総務部、消防本部)

- ①迅速な防災対策を実施するため、令和6年11月策定の「名取市受援計画」により、被災していない地域の関係機関等の協力が得られる体制整備に努める。
- ②地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、訓練の実施、安全装備品の整備、拠点施設となる詰所・車庫の整備・更新等、消防団活動の更なる充実強化を図る。
- ③地域防災組織の強化を図るため、地域における防災訓練への参加者数を増やしていく。

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療機能の保持(健康福祉部、消防本部)

- ①大規模自然災害発生時には、地域の診療機能が喪失し、その機能回復までに時間を要すること、道路が被災し患者の搬送ができないこと等により、医療が機能しないことが想定されることから、医療関係機関との協力応援体制等、救護体制の整備に努める。
- ②大規模自然災害時には、広域的に多数の死者・負傷者が発生し、次々と患者が押し寄せ、医療機関が混乱する恐れがあるため、トリアージにより、効率的な治療を行う。
- ③大規模自然災害時における負傷者等への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のため、民間事業者との協定締結等、体制整備に努める。

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化、死者の発生

避難生活環境の保持(総務部、健康福祉部、教育部)

- ①避難所の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、洋式トイレ・多目的トイレの整備を検討するほか、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制整備に努める。
- ②避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生抑止・拡大防止に配慮した避難所運営及び、その運営を行うためのテント・パーテーション等資機材の整備を行う。
- ③長時間にわたり制約を受ける生活となることから、被災者の心身のケア対策を行う。
- ④避難所の暑さ対策のため、冷房設備のある避難所の確保や熱中症対策用品の備蓄を行う。また、寒さ対策では、毛布や暖房器具など避難者が暖を取れる環境を整備する。

2-4) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

大規模自然災害時における食料等物資調達体制の整備(総務部)

- ①「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、協定締結連携先との連絡方法、物資の輸送方法等について十分な調整に努める。
- ②備蓄計画に基づき、想定される最大避難者数の3日分等の食料・飲料水等の確保に努める。なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮していく。
- ③市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

緊急輸送体制の整備(建設部)

- ④無人航空機(ドローン)を活用した情報収集、緊急輸送道路の早期回復、移動手段の確保に向け、関係機関との協定締結等、道路機能を迅速に確保できる体制整備に努める。

2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

帰宅困難者対策(総務部)

- ①市は、県で行っている災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報紙等を活用した広報の実施に努める。
- ②市内企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことへの対応周知と必要な物資を備蓄するよう帰宅困難者対策を要請する。
- ③最寄りの避難所への誘導や一時滞在施設の対応等の対策を講じるほか、駅周辺の商業施設や駅等の管理者との協定締結等、帰宅困難者を一時的に滞在させることができる体制整備に努める。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

保健医療対策(健康福祉部)

①被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時よりも高くなるため感染症対策を講じる。

衛生対策(生活経済部)

②台風や長時間の豪雨により家屋等が浸水被害を受けると、細菌が繁殖しやすい環境となり、また、被災地において、し尿や生活ごみ等の収集の遅れによる衛生環境の悪化に伴い、感染症が蔓延する事態となる恐れがあるため、衛生環境を悪化させないよう対策を講じる。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行政機能の確保(総務部)

①大規模自然災害が発生した場合を想定し、業務継続計画(BCP)を策定し、災害対応力の向上を図る。
②職員に対して、大規模自然災害が発生した場合に業務継続計画(BCP)に基づいた必要不可欠な業務が行えるよう訓練を行う。その際、感染症対策を意識したものとする。
③大規模自然災害時に、市庁舎における停電時の電源を確保するため、非常用自家発電設備等について、常時使用可能な状態を維持する。

災害時における応援協力体制の整備(総務部)

④市及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の締結等により、協力体制の構築に努め、協定締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模自然災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結を図るとともに、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、民間事業者等のノウハウや能力等の活用を図る。また、相互応援体制を取りまとめている「名取市受援計画」については、随時改訂を行う。

多数の者が利用する建築物の耐震化等(総務部、建設部、教育部)

⑤多くの市民が利用する建物・建築物については、防災上重要な施設の耐震化を優先する等、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえて、計画的に全施設を耐震化することを目標とし、進捗状況については、定期的に確認し、進行管理に努める。

学校の耐震化及び室内安全対策(教育部)

⑥市立小・中・義務教育学校の耐震性を維持するため、長寿命化計画等に基づき、計画的に学校施設の修繕・改修・改築を行う。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検・定期安全点検に努める。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

企業等の防災対策の推進(総務部、生活経済部)

①市は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、企業防災の取り組みに資する情報の提供等を行うとともに、企業防災分野の進展に伴い増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

4-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

危険物施設等の予防対策(消防本部)

①大規模自然災害時において危険物施設等の火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域に被害を及ぼす恐れがあるため、関係機関に対し、自主保安体制の充実・強化に努めるよう指導する。

危険物施設等の安全確保(生活経済部、消防本部)

②危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼす恐れがあるため、関係機関に対し自主保安体制の充実・強化に努めるよう指導する。
③各施設管理者等に対し、災害時は、劇毒物の性質、保管状態を把握し、散乱した毒物・劇物の適正処理や回収及び二次災害に対する注意喚起を行うよう要請する。

アスベストの飛散防止(建設部)

④健康被害を及ぼす恐れのあるアスベストについて、地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性について周知するとともに、各関係機関に対し暴露防止に有効なマスクの備蓄や解体の際の事前周知の手順確立について要請する。
⑤アスベストの使用が確認された建築物について、市の補助制度等を活用し除去するよう促進を図る。

4-3) 食料等の安定供給の停滞

農業水産業基盤の保全(生活経済部)

- ①大規模自然災害の発生に際し、農業被害を最小限に抑えるため、農地、農業用水利施設等の管理者による維持管理体制の充実・強化を図る。また、近年課題となっている稲わらについて、迅速に処理できるよう努める。
- ②県と連携し、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い基盤整備に努める。
- ③県と連携し、漁場及び水産業の基盤強化に向けて、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言を行う。

4-4) 農地・森林等の荒廃による被害拡大

荒廃農地管理(生活経済部)

- ①荒廃農地対策として、規模拡大を図る担い手経営体の確保、新規参入する法人や新規就農者の育成・創出・強化に努める。
- ②農業委員会や地域と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取り組み支援に努める。
- ③地域主体の協働活動による農村集落の多面的機能の維持・保全の推進を図る。

鳥獣被害防止対策の推進(生活経済部)

- ④農林業従事者の減少や狩猟免許所有者の高齢化等により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じる恐れがあることから、総合的な鳥獣被害対策を推進する。

治山事業(生活経済部)

- ⑤森林は、土砂流出の防止、水源のかん養等、重要な防災機能を有しており、この機能を維持強化させるため、適正な間伐や植林の促進を所有者に指導・要請していく。

目標5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大(情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態)

情報通信網の整備(総務部、企画部、消防本部)

- ①大規模自然災害により、広域的な停電や通信基盤の喪失等、情報伝達機能が喪失する恐れがあり、それらに伴う避難行動や救助・支援の遅れが生じる可能性があることから、情報ネットワークの冗長化等、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できるよう情報通信網の整備に努める。
- ②防災行政情報の発信については、停電時にも対応できるよう防災行政無線のみならず多様な通信連絡手段を確保し、情報伝達機能の充実に努める。

5-2) 電力供給ネットワーク(変電所・送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

ライフライン(電気・ガス)供給・復旧体制の整備(総務部、生活経済部、教育部)

- ①電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として使用する施設における必要不可欠な電力の確保のため、太陽光発電設備の適正な維持管理、非常用発電機の配置及びその燃料確保に努める。
- ②長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所における電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の自然エネルギーを活用するための設備導入を促進する。
- ③LPガスや天然ガス等の供給停止に備え、関係事業者と応援協定の締結等、早期供給体制の構築に努める。
- ④東日本大震災におけるライフラインの寸断の教訓を踏まえ、災害対応活動や市民生活への影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努める。

5-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

水道供給・復旧体制の整備(水道事業所)

- ①大規模自然災害発生後、水道事業者は応急復旧までに必要な飲料水を確保し、応急給水拠点となる避難所、医療施設、災害対策本部等の重要施設まで給水する必要がある。地震時の被害を小さくするために、水道施設の耐震化、液状化対策、老朽化施設の更新、配水池の緊急遮断弁の増設等の対策を行うとともに、可動式給水タンクによる給水所の設置等、管路以外の給水方法を確保し、水道施設全体として供給が途絶えないよう対策を講じる。
- ②大規模自然災害により水道施設が被害を受けた場合には、名取市管工事業協同組合との応援協定や日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画に基づき迅速に応急給水・復旧作業に着手できるよう、想定訓練等密なる情報交換を図るとともに強固な連携体制の確立に努める。

下水道・復旧体制の整備(建設部)

- ③大規模自然災害により、下水道施設が被災すると、市民生活に多大な影響を及ぼすことになるため、施設の被害を最小限に食い止めるため、施設の耐震化対策、液状化対策、老朽施設の更新を図るなど、ストックマネジメント手法や下水道総合地震対策事業計画策定などを行い、施設の災害予防対策を推進する。
- ④大規模自然災害により下水道施設が被害を受けた場合には、応援協定を締結している名取建友クラブや他の地方公共団体に応援を要請し、迅速に応急・復旧作業に着手できるよう、宮城県広域化・共同化計画による災害時合同訓練等を実施し、密なる情報交換を図るとともに強固な連携体制の確立に努める。

5-4) 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

公共交通機関の早期再開(総務部、企画部、生活経済部、建設部)

①大規模自然災害が発生した際には、市民の足として運行を行っている「なとりん号」が運休となる恐れがあることから、早期再開や代替輸送の確立に向け、運行会社と緊密な連携を図るとともに、自転車等多様な移動手段に対応できるよう環境整備に努める。

交通施設の防災・減災対策(生活経済部、建設部)

②大規模自然災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁等の整備に当たっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する。

③大規模自然災害により土砂崩れや陥没、倒木、被災車両などで道路が寸断され、車両での移動が困難となり、徒歩で避難する際、車道上の被災車両や復旧車両と交錯し、危険に晒される恐れがあることから、道路拡張・歩道整備に努める。

④災害発生時に避難経路や物資輸送路、幹線道路の迂回路として活用できる生活道路(市道、農道等)を把握し、必要な整備・改良を進める等、道路の多重機能を確保する。

交通施設復旧体制の整備(生活経済部、建設部)

⑤大規模自然災害発生時において、幹線道路が損壊し通行不能となっても、避難経路や物資輸送路等、主要幹線の迂回路として活用できるよう、道路の啓開活動や応急復旧など迅速に対応できる体制確立に努める。

⑥災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を発災直後から行えるよう、建設業者との協定による復旧体制の強化を図るとともに、平常時から実施可能な工事内容、技術者の有無などの情報共有と連携強化を図る。

⑦災害時の交通機能を早期に確保するため、道路管理者間の情報の共有化、相互支援体制の確認、維持管理体制について連携を図る。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

荒廃農地管理(生活経済部)

①地域主体の協働活動による農村集落の多面的機能の維持・保全の推進を図る。

治山事業(生活経済部)

②森林は、土砂流出の防止、水源のかん養等、重要な防災機能を有しており、この機能を維持強化させるため、適正な間伐や植林の促進を所有者に指導・要請していく。

災害廃棄物等への対応(生活経済部)

③建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び災害直後からの必要事項をまとめた指針を策定するなど、計画的な処理が行えるよう体制を構築する。

被災者支援対策(建設部)

④大規模自然災害が発生した際に、早期に災害公営住宅の整備に着手できるよう、整備予定地を検討しておく。

地域コミュニティの維持(総務部、企画部、健康福祉部)

⑤大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自助・共助の取り組みを強化するとともに、地域の治安悪化を防止するため防犯意識の向上を図る。

⑥地域の防災力向上を図るために、自主防災組織の育成及び、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する。

⑦「名取市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、市が保有する要支援者のデータを地域と共有する等、地域と市が連携して避難支援体制を整備する。

⑧言語や文化の違い等により、外国人が孤立しないよう、生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化や音声化、イラストでの資料提供等環境を整える。

6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

復旧・復興を行うための体制整備(総務部、健康福祉部、建設部、水道事業所)

①被災建築物応急判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するとともに、罹災証明書の迅速な発行等、建築士協会等関係団体と連携を図り、速やかに被災者支援ができるよう体制を構築する。

②迅速な道路啓開や公共インフラの整備、維持・管理及び応急復旧作業等の担い手である建設業者等との災害時の協力に関する協定を締結する等、有事に備えた支援体制を構築する。

③迅速な上下水道施設の復旧を行うため、市内関係事業者や関係団体との災害時の協力に関する協定を締結する等、必要な資機材の調達や専門知識、経験を有する人材を確保できるよう体制の整備を図る。

④災害発生時に、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるよう、社会福祉協議会と連携し、設置訓練等を行うなど有事に備える。

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物等への対応(生活経済部)

- ①建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び災害直後からの必要事項をまとめた指針を策定するなど、計画的な処理が行えるよう体制を構築する。
- ②大量に発生する災害廃棄物により、市民生活に著しい混乱をもたらす恐れがあることから、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの選定や国・県及び周辺自治体との相互支援体制の構築等、迅速に処理するための体制を構築する。

6-4) 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

事業用地の確保(生活経済部、建設部)

- ①大規模自然災害が発生した際に、早期に応急仮設住宅、仮設店舗、仮事業所等の整備が必要となるため、候補地を複数検討しておく。

6-5) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

被災者支援対策(企画部、健康福祉部、建設部)

- ①被災者が必要としている支援を的確かつ迅速に提供するため、避難所管理、安否確認、罹災管理等が行える統合型被災者支援システムを構築する。
- ②大規模自然災害が発生した際に、早期に災害公営住宅の整備に着手できるよう、整備予定地を検討しておく。
- ③被災した住宅の復旧・修繕について、国及び県等の支援策の周知徹底を図るとともに、きめ細かな相談体制を構築し、市の独自支援策も加味した上で早急な住宅再建を後押しする施策を展開していく。
- ④被災者が発災後、早期に適切な医療と健康に関する相談が受けられるよう、医療関係団体との協定を締結する等、体制整備を行う。
- ⑤東日本大震災の教訓を踏まえ、被災者のこころのケア等については、個々に応じた支援ができる体制整備を行う。

6-6) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持(総務部、企画部、健康福祉部)

- ①大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自助・共助の取り組みを強化するとともに、地域の治安悪化を防止するため防犯意識の向上を図る。
- ②地域の防災力向上を図るために、自主防災組織の育成及び、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する。
- ③「名取市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、市が保有する要支援者のデータを地域と共有する等、地域と市が連携して避難支援体制を整備する。
- ④言語や文化の違い等により、外国人が孤立しないよう、生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化や音声化、イラストでの資料提供等環境を整える。

6-7) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

有形・無形文化財の保護(教育部)

- ①県と連携し、被災状況の確認及び所有者、管理者に対する応急措置等についての指導・助言を行い、その文化財の文化的価値を最大限に保存していく。
- ②貴重な有形文化財や史跡については、大規模自然災害により、その価値を失わないよう、地震や浸水などの災害を想定した適切な対策や維持管理を行うとともに、防災設備の整備や更新、定期的な点検を実施し、必要な修繕を行う。また、市所有以外の文化財等についても、同様に所有者等に適切な維持管理や防災対策の実施を要請していく。
- ③古くから地域で行われてきた行事や伝統、その土地ならではの無形の文化が地域コミュニティの分断により途絶えてしまわないよう、保存団体の支援等に組み込んでいく。

6-8) 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

事業者の災害復旧支援(生活経済部)

- ①国や県と連携し、事業者の災害復旧を図るため、中小企業金融対策や農林漁業金融対策等、各種資金の融資が円滑に行われるように、事業者に対する制度の周知等必要な措置を講じるとともに、経営の維持安定、再生、起業等への支援策の充実を図る。
- ②市内各企業が互いに連携・協力し、有事に対応できるよう、連絡協議会の運営支援等、オール名取で対応していく体制を構築する。

第4章 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針

第2章及び第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における施策分野別の推進方針は次の通りである。

1. 施策分野別の推進方針

個別施策分野

(1) 行政機能・防災体制等

① 業務継続性の確保

3-1-①) 大規模自然災害が発生した場合を想定し、業務継続計画（BCP）を策定し、災害対応力の向上を図る。

3-1-②) 職員に対して、大規模自然災害が発生した場合に業務継続計画（BCP）に基づいた必要不可欠な業務が行えるよう訓練を行う。その際、感染症対策を意識したものとする。

3-1-③) 大規模自然災害時に、市庁舎における停電時の電源を確保するため、非常用自家発電設備等について、常時使用可能な状態を維持する。

5-2-①) 電力供給遮断等の非常時に災害対策本部等を開設する施設及び避難所として使用する施設における必要不可欠な電力の確保のため、太陽光発電設備の適正な維持管理、非常用発電機の配置及びその燃料確保に努める。

② 体制整備

1-1-⑩) 大規模地震災害発生後は、建物の倒壊等により消防の到着に時間を要し、迅速な消防活動が行えない可能性があるため、消防団や自主防災組織の育成のほか、民間事業者との応援協定の締結等、体制整備に努める。

1-2-①) 大規模津波発生時における情報伝達の手段として、新たな情報ネットワークの整備等、更なる情報伝達の高度化・多様化により、防災・避難体制に万全を期すとともに、防災行政無線や各種防災システムの適正な維持管理を行うことにより、常時安定した情報伝達の確立に努める。

1-2-②) 大規模津波発生時等の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、公共情報コモンズを介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ、エリアメール・緊急速報メール等を活用した情報配信、また、コミュニティ FM（エフエムなとり）、ホームページ、X（旧ツイッター）、市民向け登録メール（なとり防災メール）等、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

1-2-④・3-1-④) 市及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の締結等により、協力体制の構築に努め、協定締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模自然災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結を図るとともに、多種多様な団体との災害時の応

援協定の締結を推進し、民間事業者等のノウハウや能力等の活用を図る。また、相互応援体制を取りまとめている「名取市受援計画」については、随時改訂を行う。

1-2-⑤) 東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から、国・県・防災関係機関との連携体制の確認等情報交換を行い、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築できるよう努める。

1-3-③) 大雨等による住宅浸水に備えるため、民間事業者と連携した緊急避難場所の確保等に努めていく。

2-1-①) 迅速な防災対策を実施するため、令和6年11月策定の「名取市受援計画」により、被災していない地域の関係機関等の協力が得られる体制整備に努める。

2-5-③) 最寄りの避難所への誘導や一時滞在施設の対応等の対策を講じるほか、駅周辺の商業施設や駅等の管理者との協定締結等、帰宅困難者を一時的に滞在させることができる体制整備に努める。

5-1-①) 大規模自然災害により、広域的な停電や通信基盤の喪失等、情報伝達機能が喪失する恐れがあり、それらに伴う避難行動や救助・支援の遅れが生じる可能性があることから、情報ネットワークの冗長化等、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できるよう情報通信網の整備に努める。

5-1-②) 防災行政情報の発信については、停電時にも対応できるよう防災行政無線のみならず多様な通信連絡手段を確保し、情報伝達機能の充実に努める。

5-2-③) LP ガスや天然ガス等の供給停止に備え、関係事業者と応援協定の締結等、早期供給体制の構築に努める。

5-2-④) 東日本大震災におけるライフラインの寸断の教訓を踏まえ、災害対応活動や市民生活への影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努める。

5-3-②) 大規模自然災害により水道施設が被害を受けた場合には、名取市管工事業協同組合との応援協定や日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画に基づき迅速に応急給水・復旧作業に着手できるよう、想定訓練等密なる情報交換を図るとともに強固な連携体制の確立に努める。

5-3-④) 大規模自然災害により下水道施設が被害を受けた場合には、応援協定を締結している名取建友クラブや他の地方公共団体に応援を要請し、迅速に応急・復旧作業に着手できるよう、宮城県広域化・共同化計画による災害時合同訓練等を実施し、密なる情報交換を図るとともに強固な連携体制の確立に努める。

6-2-①) 被災建築物応急判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するとともに、罹災証明書の迅速な発行等、建築士協会等関係団体と連携を図り、速やかに被災者支援ができるよう体制を構築する。

6-2-②) 迅速な道路啓開や公共インフラの整備、維持・管理及び応急復旧作業等の担い手である建設業者等との災害時の協力に関する協定を締結する等、有事に備え

た支援体制を構築する。

6-2-③) 迅速な上下水道施設の復旧を行うため、市内関係事業者や関係団体との災害時の協力に関する協定を締結する等、必要な資機材の調達や専門知識、経験を有する人材を確保できるよう体制の整備を図る。

6-5-①) 被災者が必要としている支援を的確かつ迅速に提供するため、避難所管理、安否確認、罹災管理等が行える統合型被災者支援システムを構築する。

③地域防災力の向上

1-1-⑦) 大規模地震災害時には、広範囲の断水により消火栓を使用することができないことが予想されるため、耐震性貯水槽の整備推進、川やため池等の自然水利やプール等の人工水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を推進し、消防活動の体制整備を図る。

1-1-⑧) 災害対応活動を迅速かつ安全、的確に行うため、消防車両、救急車両、各種消防・救急・救助資機材等の整備を図り、消防力の強化を推進し災害に備える。

1-1-⑨) 地震に伴う火災は、大規模火災に拡大する可能性が高いことから、出火防止や初期消火の対応等、火災予防対策の徹底に努める。

1-2-③) 消防団による円滑な避難広報・避難誘導ができるよう、消防団本部指揮訓練を行う。

2-1-②) 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、訓練の実施、安全装備品の整備、拠点施設となる詰所・車庫の整備・更新等、消防団活動の更なる充実強化を図る。

2-4-②) 備蓄計画に基づき、想定される最大避難者数の3日分等の食料・飲料水等の確保に努める。なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮していく。

(2) 住宅・都市

①建築物の耐震化・長寿命化等

1-1-①) 令和12年度までの耐震化率目標が95%であることから、木造住宅耐震改修工事助成事業を推進し、所有者に対する耐震改修の啓発等、効果的な耐震化促進に努める。

1-1-②) 空家等対策計画に基づき、定期的に市内空き家の実態調査を行い、適切な管理指導を行う。

1-1-②-1) 空き家所有者等の意向や立地条件を踏まえた上で、コワーキングスペースやサテライトオフィス等を兼ね備えた地域コミュニティ施設としての有効活用を促進し、空き家の解消を図る。

1-1-③) 危険ブロック塀等除却助成事業を推進し、所有者に対し危険ブロック塀の除却を促し、地震によるブロック塀の倒壊被害を防ぐ。

1-1-④・3-1-⑤) 多くの市民が利用する建物・建築物については、防災上重要な施設の耐震化を優先する等、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえて、計画的に全施設を耐震化することを目標とし、進捗状況については、定期的に確認し、進行管理に努める。

1-1-⑤・3-1-⑥) 市立小・中・義務教育学校の耐震性を維持するため、長寿命化計画等に基づき、計画的に学校施設の修繕・改修・改築を行う。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常安全点検・定期安全点検に努める。

1-1-⑥) 多くの住民が入居している公営住宅について、想定を超える大規模な地震による被害を軽減し、居住者の居住環境及び安全性の確保に努めるため、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理に努める。

1-1-⑪) 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備やブロック塀等の改修のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。

4-2-④) 健康被害を及ぼす恐れのあるアスベストについて、地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性について周知するとともに、各関係機関に対し暴露防止に有効なマスクの備蓄や解体の際の事前周知の手順確立について要請する。

4-2-⑤) アスベストの使用が確認された建築物について、市の補助制度等を活用し除去するよう促進を図る。

6-7-①) 県と連携し、被災状況の確認及び所有者、管理者に対する応急措置等についての指導・助言を行い、その文化財の文化的価値を最大限に保存していく。

6-7-②) ②貴重な有形文化財や史跡については、大規模自然災害により、その価値を失わないよう、地震や浸水などの災害を想定した適切な対策や維持管理を行うとともに、防災設備の整備や更新、定期的な点検を実施し、必要な修繕を行う。また、市所有以外の文化財等についても、同様に所有者等に適切な維持管理や防災対策の実施を要請していく。

6-7-③) 古くから地域で行われてきた行事や伝統、その土地ならではの無形の文化が地域コミュニティの分断により途絶えてしまわないよう、保存団体の支援等に取り組んでいく。

②ライフラインの耐震化・長寿命化等

1-3-①) 地球温暖化による異常気象や大型台風の頻発等、早急な対策が必要な状況となっていることから、雨水排水機能に関するハード整備について、長期的・中期

的・短期的に分けて対応していく。

1-3-⑨) 集中豪雨に対する備えとして、ピーク流出量に対応できるよう、名取市雨水対策基本計画（既成市街地）に基づき、貯留施設の整備や排水路機能強化等に取り組む。

5-3-①) 大規模自然災害発生後、水道事業者は応急復旧までに必要な飲料水を確保し、応急給水拠点となる避難所、医療施設、災害対策本部等の重要施設まで給水する必要がある。地震時の被害を小さくするために、水道施設の耐震化、液状化対策、老朽化施設の更新、配水池の緊急遮断弁の増設等の対策を行うとともに、可動式給水タンクによる給水所の設置等、管路以外の給水方法を確保し、水道施設全体として供給が途絶えないよう対策を講じる。

5-3-③) 大規模自然災害により、下水道施設が被災すると、市民生活に多大な影響を及ぼすことになるため、施設の被害を最小限に食い止めるため、施設の耐震化対策、液状化対策、老朽施設の更新を図るなど、ストックマネジメント手法や下水道総合地震対策事業計画策定などを行い、施設の災害予防対策を推進する。

③被災者の住宅対策等

6-1-④・6-5-②) 大規模自然災害が発生した際に、早期に災害公営住宅の整備に着手できるよう、整備予定地を検討しておく。

6-4-①) 大規模自然災害が発生した際に、早期に応急仮設住宅、仮設店舗、仮事業所等の整備が必要となるため、候補地を複数検討しておく。

6-5-③) 被災した住宅の復旧・修繕について、国及び県等の支援策の周知徹底を図るとともに、きめ細かな相談体制を構築し、市の独自支援策も加味した上で早急な住宅再建を後押しする施策を展開していく。

(3) 保健医療福祉

①医療提供体制の整備

2-2-①) 大規模自然災害発生時には、地域の診療機能が喪失し、その機能回復までに時間を要すること、道路が被災し患者の搬送ができないこと等により、医療が機能しないことが想定されることから、医療関係機関との協力応援体制等、救護体制の整備に努める。

2-2-②) 大規模自然災害時には、広域的に多数の死者・負傷者が発生し、次々と患者が押し寄せ、医療機関が混乱する恐れがあるため、トリアージにより、効率的な治療を行う。

2-2-③) 大規模自然災害時における負傷者等への速やかな救護及び医薬品等の早期確保のため、民間事業者との協定締結等、体制整備に努める。

2-3-②) 避難所においては、生活環境の悪化に伴い、免疫力が低下し、感染症に罹

患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時より高くなるため、県や医療関係機関と連携し、感染症発生抑止・拡大防止に配慮した避難所運営及び、その運営を行うためのテント・パーテーション等資機材の整備を行う。

2-6-①) 被災地においては、衛生環境の悪化等に伴い、疫病の流行、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが平常時よりも高くなるため感染症対策を講じる。

②保健福祉対策

2-3-③) 長時間にわたり制約を受ける生活となることから、被災者の心身のケア対策を行う。

2-3-④) 避難所の暑さ対策のため、冷房設備のある避難所の確保や熱中症対策用品の備蓄を行う。また、寒さ対策では、毛布や暖房器具など避難者が暖を取れる環境を整備する。

6-1-⑦・6-6-③) 「名取市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、市が保有する要支援者のデータを地域と共有する等、地域と市が連携して避難支援体制を整備する。

6-5-④) 被災者が発災後、早期に適切な医療と健康に関する相談が受けられるよう、医療関係団体との協定を締結する等、体制整備を行う。

6-5-⑤) 東日本大震災の教訓を踏まえ、被災者のこころのケア等については、個々に応じた支援ができる体制整備を行う。

(4) 環境

①自然環境

5-2-②) 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所における電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の自然エネルギーを活用するための設備導入を促進する。

②衛生環境

2-3-①) 避難所の生活環境確保のため、避難所として長期使用されることが想定される学校等の施設において、洋式トイレ・多目的トイレの整備を検討するほか、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達体制整備に努める。

2-6-②) 台風や長時間の豪雨により家屋等が浸水被害を受けると、細菌が繁殖しやすい環境となり、また、被災地において、し尿や生活ごみ等の収集の遅れによる衛生環境の悪化に伴い、感染症が蔓延する事態となる恐れがあるため、衛生環境を悪化させないよう対策を講じる。

6-1-③・6-3-①) 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、

これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、平時の備え及び災害直後からの必要事項をまとめた指針を策定するなど、計画的な処理が行えるよう体制を構築する。

6-3-②) 大量に発生する災害廃棄物により、市民生活に著しい混乱をもたらし、迅速な復旧・復興に支障をきたす恐れがあることから、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの選定や国・県及び周辺自治体との相互支援体制の構築等、迅速に処理するための体制を構築する。

(5) 農林水産

① 農林業生産基盤の保全等

1-3-⑧) ため池や用排水路等については、各管理者に定期的な点検を要請するとともに、決壊した場合に下流の人家等に影響を与えるため池については、各施設管理者と随時調査を行い、必要に応じ補強対策を講じる等対策を図る。

4-3-①) 大規模自然災害の発生に際し、農業被害を最小限に抑えるため、農地、農業用水利施設等の管理者による維持管理体制の充実・強化を図る。また、近年課題となっている稲わらについて、迅速に処理できるよう努める。

4-3-②) 県と連携し、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い基盤整備に努める。

4-4-①) 荒廃農地対策として、規模拡大を図る担い手経営体の確保、新規参入する法人や新規就農者の育成・創出・強化に努める。

4-4-②) 農業委員会や地域と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取り組み支援に努める。

4-4-③・6-1-①) 地域主体の協働活動による農村集落の多面的機能の維持・保全の推進を図る。

4-4-④) 農林業従事者の減少や狩猟免許所有者の高齢化等により、野生鳥獣を適切に管理する機能が低下しており、鳥獣による農林業被害の拡大と鳥獣被害による耕作放棄地の拡大が生じる恐れがあることから、総合的な鳥獣被害対策を推進する。

② 森林整備等

1-4-③) 森林の荒廃が進み、保安林機能が低下すると土砂災害による被害が拡大する可能性があるため、適正な間伐や植林を促進するとともに、松くい虫やナラ枯れによる被害木に対して適切な処置を講じる。

4-4-⑤・6-1-②) 森林は、土砂流出の防止、水源のかん養等、重要な防災機能を有しており、この機能を維持強化させるため、適正な間伐や植林の促進を所有者に指導・要請していく。

③水産関連施設の整備等

4-3-③) 県と連携し、漁場及び水産業の基盤強化に向けて、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言を行う。

(6) 産業構造

①市内企業のBCP策定促進

4-1-①) 市は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、企業防災の取り組みに資する情報の提供等を行うとともに、企業防災分野の進展に伴い増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

②産業施設の防災対策

4-2-①) 大規模自然災害時において危険物施設等の火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域に被害を及ぼす恐れがあるため、関係機関に対し、自主保安体制の充実・強化に努めるよう指導する。

4-2-②) 危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼす恐れがあるため、関係機関に対し自主保安体制の充実・強化に努めるよう指導する。

4-2-③) 各施設管理者等に対し、災害時は、劇毒物の性質、保管状態を把握し、散乱した毒物・劇物の適正処理や回収及び二次災害に対する注意喚起を行うよう要請する。

6-8-①) 国や県と連携し、事業者の災害復旧を図るため、中小企業金融対策や農林漁業金融対策等、各種資金の融資が円滑に行われるように、事業者に対する制度の周知等必要な措置を講じるとともに、経営の維持安定、再生、起業等への支援策の充実を図る。

6-8-②) 市内各企業が互いに連携・協力し、有事に対応できるよう、連絡協議会の運営支援等、オール名取で対応していく体制を構築する。

(7) 交通・物流

①交通基盤の維持等

5-4-①) 大規模自然災害が発生した際には、市民の足として運行を行っている「なとりん号」が運休となる恐れがあることから、早期再開や代替輸送の確立に向け、運行会社と緊密な連携を図るとともに、自転車等多様な移動手段に対応できるよう環境整備に努める。

5-4-②) 大規模自然災害時における道路機能を確保するため、道路・橋梁等の整備

に当たっては、災害に強い施設の整備・改修を推進する。

5-4-③) 大規模自然災害により土砂崩れや陥没、倒木、被災車両などで道路が寸断され、車両での移動が困難となり、徒歩で避難する際、車道上の被災車両や復旧車両と交錯し、危険に晒される恐れがあることから、道路拡張・歩道整備に努める。

5-4-④) 災害発生時に避難経路や物資輸送路、幹線道路の迂回路として活用できる生活道路（市道、農道等）を把握し、必要な整備・改良を進める等、道路の多重機能を確保する。

5-4-⑤) 大規模自然災害発生時において、幹線道路が損壊し通行不能となっても、避難経路や物資輸送路等、主要幹線の迂回路として活用できるよう、道路の啓開活動や応急復旧など迅速に対応できる体制確立に努める。

5-4-⑥) 災害時における迅速な活動を行うため、道路機能の確保や応急・復旧を被災直後から行えるよう、建設業者との協定による復旧体制の強化を図るとともに、平常時から実施可能な工事内容、技術者の有無などの情報共有と連携強化を図る。

5-4-⑦) 災害時の交通機能を早期に確保するため、道路管理者間の情報の共有化、相互支援体制の確認、維持管理体制について連携を図る。

②災害時の物流対策

2-4-①) 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、協定締結連携先との連絡方法、物資の輸送方法等について十分な調整に努める。

2-4-④) 無人航空機（ドローン）を活用した情報収集、緊急輸送道路の早期回復、移動手段の確保に向け、関係機関との協定締結等、道路機能を迅速に確保できる体制整備に努める。

(8) 市土保全

①治山・河川管理

1-3-④) 国、県の各河川管理者に対して、堆積土砂や支障木の浚渫撤去、水位計の設置、水位周知河川への指定等、大雨による住宅被害等を軽減するための要望に継続して努める。

1-3-⑤) 市管理の河川や水路、調整池等についても、日頃から適正管理に努める。

1-3-⑥) 川内沢川中流域の浸水被害軽減を図るため、県が実施している川内沢ダム建設事業について、県に対し要望活動等を行い、県と連携しながら早期完成に向け取り組んでいく。

1-3-⑦) ダム、堰、水門、堤防等その他河川管理施設が大規模自然災害により損壊、機能不全に陥ると、二次被害が発生する恐れがあることから、管理者に定期的な点検を要請するとともに、特に、損壊により影響範囲が広範に及ぶ施設については詳細調査を求める等、各管理者に適正な維持管理を要請する。

1-4-①) 土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を市地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成や広報紙、パンフレットの窓口配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

(9) 土地利用

①防災まちづくりへの対応

1-2-⑦) 大規模津波発生時、迅速かつ的確な避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識等の整備を行い、周知を図る。

1-2-⑧) 津波による浸水が予想される津波浸水想定区域を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに随時見直しを行い、住民等に広く周知を図る。

6-4-①) 大規模自然災害が発生した際に、早期に応急仮設住宅、仮設店舗、仮事業所等の整備が必要となるため、候補地を複数検討しておく。

②地籍の整備

1-4-②) 地籍の明確化を行い、大規模な土砂災害等が発生した後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の推進と成果の適正な管理に努める。

(10) リスクコミュニケーション・地域づくり

①震災の記録と伝承

1-2-⑫) 震災記録誌や復興記録誌、記録映像及び名取市震災復興伝承館を活用し、震災の記憶や教訓を伝承していく。

1-2-⑬) 作成整備した東日本大震災の記録や復興記録誌、教訓伝承の貴重な地域資源を後世に伝承していくために、関係団体と連携を深めていく。

②防災教育等

1-2-⑨) 学校防災体制の確立では、市立小・中・義務教育学校の安全担当主幹教諭及び防災主任等による防災教育に関する研修会を実施し、専門性を高めながら、その成果を各学校の校内研修に生かしつつ、教職員の災害対応力と防災教育指導力の向上を図る。

1-2-⑩) 東日本大震災の教訓を踏まえ策定した「危機管理マニュアル」の定期的な見直しを、学校が立地している地形や自然環境、過去の災害の教訓を踏まえた視点で行い、継続的な防災教育により、防災意識の向上を図る。

1-2-⑪) 学校と家庭、地域合同の避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練の実施等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を推進しつつ、学校と地域が一体

となった防災体制を構築する。

1-3-②) 水害等への備えとして、引き続き土のうステーションの設置、適正な維持管理、市民への活用周知を行い、ソフト面での対策も講じることで、迅速かつ的確な避難行動が行えるよう自助・共助の取り組みを徹底していく。

③自助・共助の取組の推進

1-2-⑥) 自主防災組織（町内会）の育成及びボランティアによる防災活動の整備を行い、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努める。

2-1-③) 地域防災組織の強化を図るため、地域における防災訓練への参加者数を増やしていく。

2-4-③) 市は、市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。

2-5-①) 市は、県で行っている災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県や事業者と連携して、ホームページや広報紙等を活用した広報の実施に努める。

2-5-②) 市内企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことの対応周知と必要な物資を備蓄するよう帰宅困難者対策を要請する。

6-1-⑤・6-6-①) 大規模自然災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自助・共助の取り組みを強化するとともに、地域の治安悪化を防止するため防犯意識の向上を図る。

6-1-⑥・6-6-②) 地域の防災力向上を図るために、自主防災組織の育成及び、自主防災組織連絡協議会の設立を促進する。

6-1-⑧・6-6-④) 言語や文化の違い等により、外国人が孤立しないよう、生活支援情報や災害情報の発信について、多言語化や音声化、イラストでの資料提供等環境を整える。

6-2-④) 災害発生時に、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるよう、社会福祉協議会と連携し、設置訓練等を行うなど有事に備える。

横断的施策分野

(11) デジタル活用

①災害時の情報伝達

1-2-①) 大規模津波発生時における情報伝達の手段として、新たな情報ネットワークの整備等、更なる情報伝達の高度化・多様化により、防災・避難体制に万全を期すとともに、防災行政無線や各種防災システムの適正な維持管理を行うことにより、常時安定した情報伝達の確立に努める。

1-2-②) 大規模津波発生時等の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、公共情報コモンズを介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ、エリアメール・緊急速報

メール等を活用した情報配信、また、コミュニティ FM（エフエムなとり）、ホームページ、X（旧ツイッター）、市民向け登録メール（なとり防災メール）等、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

5-1-①）大規模自然災害により、広域的な停電や通信基盤の喪失等、情報伝達機能が喪失する恐れがあり、それらに伴う避難行動や救助・支援の遅れが生じる可能性があることから、情報ネットワークの冗長化等、非常時における災害関連情報を適時的確に収集できるよう情報通信網の整備に努める。

5-1-②）防災行政情報の発信については、停電時にも対応できるよう防災行政無線のみならず多様な通信連絡手段を確保し、情報伝達機能の充実に努める。

②システムの管理・運用、デジタル技術の活用

2-4-④）無人航空機（ドローン）を活用した情報収集、緊急輸送道路の早期回復、移動手段の確保に向け、関係機関との協定締結等、道路機能を迅速に確保できる体制整備に努める。

6-5-①）被災者が必要としている支援を的確かつ迅速に提供するため、避難所管理、安否確認、罹災管理等が行える統合型被災者支援システムを構築する。

2. 施策分野別の指標

施策分野	指標
(1) 行政機能・ 防災体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の組織率 (%) R5年度 83.1%→R11年度 90.0% ○備蓄食料・飲料水の備蓄率 (%) R5年度 108.8%→R11年度 100.0% ○消防水利の整備率 (%) R5年度 76.9%→R11年度 76.9%
(2) 住宅・都市	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の耐震化率 (%) H30年度 92.6%→R8年度 95.0% ○(注)特定建築物の耐震化率 (%) R2年度 99.2%→R8年度 100.0% (注)特定建築物とは、災害時の拠点・避難施設となる建築物（市役所庁舎・消防施設・学校等）、不特定多数の者が利用する建築物（百貨店・飲食店・ホテル等）、特定多数の者が利用する建築物（賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、老人ホーム等）が含まれる。 ○(注)防災上重要建築物の耐震化率（市有建築物） (%) R2年度 96.0%→R8年度 100.0% (注)防災上重要建築物とは、多数の者が利用する建物や、防災活動拠点や避難場所、消防施設などの災害時における防災活動の拠点施設として、大きな役割を果たすことが求められる建築物。（例 市役所庁舎・消防施設・学校・文化体育館等） ○基幹水道構造物の耐震化施設数（施設） R5年度 10 施設→R11年度 14 施設 ○全管路耐震化率（水道） (%) R5年度 29.8%→R11年度 33.2% ○応急資機材の整備箇所数（箇所） R5年度 29 箇所→R11年度 35 箇所 ○住宅用火災警報器の設置率（条例適合率） (%) R5年度 80.1%→R11年度 85.0% ○校舎等大規模改造実施学校数（校） R5年度 9 校→R11年度 14 校 ○下水道の水洗化率 (%) R5年度 97.9%→R11年度 99.0%

(3) 保健医療福祉	_____
(4) 環境	_____
(5) 農林水産	<p>○(注)認定農業者数（経営体） R5年度 150 経営体→R11年度 180 経営体</p> <p>(注)農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。</p> <p>○担い手への農地の集積面積（ha） R5年度 1,870ha→R11年度 2,000ha</p> <p>○ほ場整備率（%） R5年度 79%→R11年度 81%</p> <p>○農業法人（法人数） R5年度 21 法人→R11年度 25 法人</p>
(6) 産業構造	_____
(7) 交通・物流	<p>○市道改良率（%） R5年度 85.4%→R11年度 88.8%</p> <p>○市道舗装率（%） R5年度 95.6%→R11年度 96.0%</p> <p>○都市計画道路の整備率（%） R5年度 92.7%→R11年度 94.6%</p> <p>○歩道のバリアフリー整備延長（m） R5年度 4,410m→R11年度 5,840m</p>
(8) 市土保全	_____
(9) 土地利用	<p>○市道改良率（%）【再掲】 R5年度 85.4%→R11年度 88.8%</p> <p>○市道舗装率（%）【再掲】 R5年度 95.6%→R11年度 96.0%</p> <p>○都市計画道路の整備率（%）【再掲】 R5年度 92.7%→R11年度 94.6%</p> <p>○歩道のバリアフリー整備延長（m）【再掲】 R5年度 4,410m→R11年度 5,840m</p>

<p>(10) リスクコミュニケーション・地域づくり</p>	<p>○自主防災組織の組織率 (%)【再掲】 R5 年度 83.1%→R11 年度 90.0%</p> <p>○震災復興伝承館への来館者数 (人) R5 年度 45,123 人→R11 年度 52,000 人</p> <p>○災害時に備えた食料・飲料・避難グッズ等を備蓄している人の割合 (%) R5 年度 63.8%→R11 年度 65.0%</p> <p>○救命講習普及に伴う受講者数 (人) R5 年度 23,814 人→R11 年度 29,000 人</p>
<p>(11) デジタル活用</p>	<p>_____</p>

《 資料編 》

別紙 1 国土強靱化関連市計画等一覧

番号	計画等の名称
1	名取市第六次長期総合計画
2	名取市第五次国土利用計画
3	名取市第六次長期総合計画 地方創生総合戦略版
4	名取市地域公共交通計画
5	名取市自転車活用推進計画
6	名取市第六次長期総合計画 後期基本計画
7	名取市空家等対策計画
8	名取市公共施設等総合管理計画
9	名取市地域防災計画
10	第11次名取市交通安全計画
11	名取市情報化推進計画
12	第三次名取市男女共同参画計画
13	名取市新型インフルエンザ等対策行動計画
14	名取市農業振興地域整備計画
15	名取市森林整備計画
16	第二次名取市環境基本計画
17	名取市地球温暖化対策実行計画
18	名取市都市計画マスタープラン
19	名取市耐震改修促進計画
20	名取市公営住宅等長寿命化計画
21	名取市橋梁長寿命化修繕計画
22	宮城県道路整備プログラム（うち名取市道路事業）
23	舗装の個別施設計画
24	名取市水道事業基本計画（新水道ビジョン）
25	名取市雨水対策基本計画（既成市街地）
26	名取市教育振興基本計画
27	名取市学校施設長寿命化計画
28	名取市消防計画
29	名取市救急業務計画
30	名取市消防団活性化計画
31	名取市避難行動要支援者避難支援計画

《 資料編 》

別紙 2 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

本市における主な災害は、次のとおりである。

1. 地震津波災害

近年、本市に被害を及ぼした地震は、宮城県沖地震及び東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。

宮城県沖地震は、1978年6月12日の17時14分、宮城県沖（深さ40km）で発生したマグニチュード7.4の地震である。仙台市では震度5を観測し、昭和56年建築基準法改正の契機となった地震である。

また、本市は太平洋（仙台湾）に面し、その沿岸は平坦な浜堤海岸となっているが、その前面は地震活動が極めて活発な日本海溝となっており、津波が襲来しやすい環境にある。

平成23年3月11日には「東北地方太平洋沖地震（M9.0）」において発生した津波により、市内で900名を超える死者・行方不明者が発生した。過去の津波では、本市より北側に位置するリアス式海岸の地域での被害が大きかったが、東日本大震災では本市が位置する平野部も含め、甚大な被害が発生した。

なお、本市における津波の記録は、昭和以降の被害は以下のとおりである。このほか、仙台湾沿岸では894年貞観地震の際に内陸へ2km以上の範囲にわたって、遡上はん濫したと見られる大津波が発生した可能性が地質資料からも確認されている。

発生年月日	被害概要
S 8. 3. 3	○昭和三陸地震津波 ○波高2m
S35. 5. 24	○チリ津波地震 ○河口付近での漁船転覆により死者5名、堤防一部決壊
S53. 6. 12	○宮城県沖地震 ○震源の深さ40km、マグニチュード7.4、最大震度5を観測 ○負傷者200名以上 ○名取市内において、幸い死者はなかったものの200名以上のけが人報告があり、また家屋やブロック塀の倒壊、水道管の破裂による断水などの被害があった。
H23. 3. 11 H23. 4. 7（余震）	○東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） ○震源の深さ24km、マグニチュード9.0、最大震度7を観測、津波高9.1m ○死者923名 ○名取市内において、建物被害（住家・非住家計）16,796件（うち全壊3,765件）最大避難者計11,233名（平成26年3月31日現在）

【資料：名取市地域防災計画、名取市防災マニュアル、名取市地区別防災マニュアル】

2. 大雨・洪水・暴風等による災害

本市の近年における、これらの災害の概況は次のとおりである。

発生年月日	被害概要
S 61. 8. 4 ～S 61. 8. 5	○8. 5豪雨 ○軽傷者 2 名 ○全壊 1 棟（住家）、一部損壊 10 棟（住家）、床上浸水 310 棟（住家）、床下浸水 1,410 棟（住家）
H6. 9. 22 ～H6. 9. 23	○9. 22集中豪雨 ○軽傷者 1 名 ○全壊 2 棟（住家）、半壊 2 棟（住家）一部損壊 8 棟（住家）、床上浸水 946 棟（住家）、床下浸水 1,737 棟（住家） ○河川の損壊 15 か所、道路の損壊 129 か所、がけ崩れ 35 か所
H10. 9. 16	○名取市閑上地区に発生した「竜巻」 ○被害地域 名取市閑上地区（名取川右岸河口付近 閑上一丁目～四丁目）幅約 50m、長さ約 1,000m ○半壊 2 棟（住家）一部損壊 92 棟（住家）
R1. 10. 12 ～R1. 10. 13	○令和元年東日本台風（台風第 19 号） ○住宅被害 一部損壊 24 棟、床上浸水 44 棟、床下浸水 144 棟

【資料：名取市地域防災計画、名取市防災マニュアル、名取市地区別防災マニュアル】